

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 6 月 5 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の芦屋市議会政務活動費の交付に関する条例第 9 条の 2 の規定は、この条例の施行の日以後の逮捕等期間に係る政務活動費について適用する。